

白子町総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この告示は、白子町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、開会10分前までに、傍聴人受付簿（別記第1号様式）に住所、氏名、年齢、職業を記載した後、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受け、係員の指示に従って傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴人の数は10人以内とし、傍聴券は受付順に交付する。

(傍聴ができない者)

第3条 次の各号の一に該当する者は、傍聴ができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード、掲示板、張り紙、ビラ等を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、拡声器等を携帯している者
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 児童又は乳幼児を連れている者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると町長が認めた者

(行為の禁止)

第4条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手すること。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) 町長の許可なく、写真機、録音機等の録画、録音を目的とする機器を持ち込み使用すること。
- (6) 帽子、コート類を着用すること。ただし、病気その他の理由により町長の許可を得たとき

はこの限りでない。

(7) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

(制止等)

第5条 傍聴人が前条の規定に違反したときは、町長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

2 町長は、会議を公開しない事項その他必要と認めるときは、傍聴人を退場させることができる。

第6条 町長が傍聴の禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(補則)

第7条 前各条のほか、傍聴人は町長の指示に従わなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記

様式第1号 (第2条第1項)

傍 聴 人 受 付 簿

月 日	受付番号	住 所	氏 名	年 齢	職 業	備 考

様式第2号 (第2条第1項)

No. _____
傍 聴 券
年 月 日
白子町長 印